条例周知の取組み

条例啓発
シンボルマーク

大阪府では、毎年10月を条例の啓発推進月間として、条例の周知啓発活動を集中的に行うなど、さまざまな機会を通じて条例の周知啓発に努めています。

＜取組事例＞　10月の条例啓発推進月間

（令和7年度啓発ポスター）

（令和7年度電子看板の画像）

条例啓発動画

大阪府広報担当副知事
もずやん

府内市町村、協力団体の窓口や府内交通機関の駅などでの啓発ポスターの掲示、主要ターミナル駅付近にて電子看板(デジタルサイネージ)での条例啓発映像の放映、府ホームページでの府民向け条例啓発動画の提供などの取組みを実施しています。

※詳しくは　大阪府 調査規制条例　啓発月間　検索
https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinkenyogo/chousajyourei/index.html

【条例に関することの問合せ先】

大阪府　府民文化部　人権局　人権擁護課　人権・同和企画グループ
〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）38階
TEL：06-6210-9282　FAX：06-6210-9286
https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jyourei2.html
※条例に違反する疑いのある調査が行われていることを確認された場合もご一報ください。

一般社団法人　大阪府調査業協会
〒542-0081　大阪市中央区南船場3-1-16 日宝ラッキービル5F10号室
TEL：06-6867-7657　FAX：06-6867-7658　https://daichokyo.or.jp/

【部落差別による被害でお悩みの方へ】

大阪府人権相談窓口　06-6581-8634

電話相談	月～金 第4日曜	10:00～16:00	※相談受付は終了時刻の30分前まで。 ※祝日及び年末年始を除く。ただし、第4日曜は相談を受け付けます。 ※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。
LINE相談	木・金	18:00～22:00	LINE相談はこちら

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』　06-6760-4013

電話またはLINE相談	月～土	16:00～22:00	※相談受付は終了時刻の30分前まで。 ※祝日及び年末年始を除く。 ※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。
	第2日曜	13:00～18:00	LINE相談はこちら

大阪府

※この条例について、詳しくは、大阪府　調査規制条例　検索
https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jyourei2.html

令和8年(2026)年9月発行

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

私たちみんなの力で差別のない
明るい社会を築きましょう。

なくそう部落差別

その身元調査は必要ですか？

部落差別につながるおそれのある
調査の依頼はやめましょう。

戸籍謄本等の不正請求を防止するため、府内市町村において本人通知制度が導入されています。
制度の利用を希望される方は事前登録が必要ですので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

©2014 大阪府もずやん

― 府民、事業者（興信所・探偵社業者、土地調査等を行う者）の皆さんへ ―

結婚差別や就職差別等の差別事象（部落差別事象）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査は、人権侵害につながるおそれがあり、許されない行為です。
このような調査をなくすためには、私たち一人ひとりの理解と協力が必要です。
このパンフレットは、同和問題や条例の理解を深めていただくことにより、部落差別事象の発生を防止し、府民の皆さんの基本的人権を守る助けとなることを目的に作成したものです。

『 私たちみんなの力で差別のない明るい社会を 』

～私たち一人ひとりの課題として 部落差別をなくすのは「あなた」です。～

本人の能力や資質とは全く関係なく、結婚や就職などの人生の大切な時期に、同和地区※1出身という理由だけで差別を受けるとしたら…。
部落差別は、差別された人たちに耐え難い苦痛を与え、人を愛する喜びや働く喜びを奪う許されない行為です。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、同和問題を十分理解し、生まれた場所や住んでいる場所を理由にした差別を許さないという考えをしっかりと持ち、自らの行動に結び付けていくことが必要となります。

条例の趣旨を十分に理解し、私たちみんなの力で差別のない明るい社会を築きましょう。

どんな条例なの？（第1条 目的）

同和地区に住んでいることや過去に住んでいたことを理由とした結婚差別や就職差別等の差別事象（部落差別事象）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査や報告等を規制することによって、部落差別事象の発生を防止し、府民の皆さんの基本的人権を守る助けとなることを目的としています。

なぜ、条例を制定したの？

昭和50年以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの個人調査用に興信所で使用されたり、就職者の個人調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題になりました。
大阪府では、この事案を契機に、部落差別につながる調査・報告をなくし、府民の基本的人権を守る助けとなることを目的とした「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を昭和60年10月に施行しました。

また、平成19年には、マンション建設の候補地決定の際に行う土地調査の中で、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査し、広告業者等に報告している事実が明らかとなりました。このような差別につながる土地調査を防止するため、平成23年に条例を一部改正し、興信所・探偵社業者に加え、「土地調査等※2」を行う者を規制の対象としました。

※1 「同和地区」とは、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例において「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。
※2 「土地調査等」とは、府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することと定義しています。また、「土地調査等」は、特定の業界・業種に限って行われるものではなく、あらゆる業界の事業者が行う本来の営業行為に関連して行われることが考えられるため、すべての事業者を対象としています。

府民の皆さんに守っていただきたいこと（第3条 責務）

ここが大切！

条例の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう、努めなければなりません。
例えば、市役所や土地調査を行う事業者に対し、同和地区の問合せをする行為などは、この条例の目的に違反する行為となります。

興信所・探偵社業者の皆さんに守っていただきたいこと（第3条 責務・第7条 遵守事項）

ここが大切！

営業活動において条例の目的に違反する行為をしないよう、努めなければなりません。
また、次のことを遵守しなければなりません。

（遵守事項）
- 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることを教示しないこと。

（報告の徴収等　第11条第1項）
- 遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のため、営業に関して報告又は資料の提出を求められることや立入検査を受けることがあります。※3

（指示、営業停止　第9条）
- 遵守事項に違反した場合は、必要な指示を受けることがあります。
- また、指示に従わない場合には、営業の停止を命じられることがあります。※4

土地調査等を行う皆さんに守っていただきたいこと（第3条 責務・第12条 遵守事項）

ここが大切！

営業活動において条例の目的に違反する行為をしないよう、努めなければなりません。
また、次のことを遵守しなければなりません。

（遵守事項）
- 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

（注）府外の事業者が府の区域内の土地の取引に関連して上記に反する行為を行った場合も条例違反となります。

（報告の徴収　第14条）
- 遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のため、必要な事項の報告又は資料の提出を求められることがあります。

（勧告　第15条）
- 遵守事項に違反した場合は、違反行為の中止とその他必要な措置を行うよう勧告を受けることがあります。

（事実の公表　第16条）
- 必要な事項の報告又は資料の提出に応じなかった場合、勧告に従わなかった場合には、その事実を公表することがあります。

※3 正当な理由なく拒み、妨げなどした場合は、3万円以下の罰金となります。（第19条）
※4 命令に違反した場合は、3月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金となります。（第18条）

業界団体における自主的な取組みについて（第5条 自主規制）

部落差別事象の発生を防止するためには、事業者の業界団体でも、自主規制規約の策定や人権啓発体制の整備、人権に関する普及啓発などの取組みが必要となってきます。

興信所・探偵社業の業界団体や不動産、広告、リサーチ関係の業界団体では、自主的な取組みが積極的に進められています。

興信所・探偵社業界における自主的な取組み

条例では、興信所・探偵社業者の組織する団体に自主規制のための規約の設定を求めています。大阪府内では、一般社団法人大阪府調査業協会が業界による自主規制規約を定めて知事に届出を行い、自主的な取組みを進めています。

一般社団法人　大阪府調査業協会

この協会は、昭和60年1月に設立され、部落差別につながるおそれのある調査をなくすため、「倫理綱領」や「部落差別調査等をなくすための自主規制規約」を定め、「部落差別調査をしない！受けない！やらせない！」をスローガンに、人権が尊重される社会の実現に向けた活動に取り組んでいます。

＜取組事例＞

○関係官公庁の指導を遵守させるための会員への指導、勧告（業界の秩序維持）
○基本的人権に係わる調査についての自主規制の推進
○差別調査をなくし、適正な調査活動をするために、会員及び調査業を始められて間もない方、その他関係者に対する研修会を実施
○調査業に関するご意見及び苦情等を承る相談センターを設置

研修会や調査業に対する相談等は下記へご連絡ください。
TEL 06-6867-7657　FAX 06-6867-7658

※詳しくは、
一般社団法人　大阪府調査業協会　検索
https://daichokyo.or.jp/

関係業界団体（不動産、広告、リサーチ）における自主的な取組み

大阪府では、差別につながる土地調査の事実を受け、行政、関係業界団体、学識経験者、関係団体による「不動産取引における土地調査問題研究会」を平成21年12月に設置し、差別につながる土地調査防止に向けた方策を検討しました。

この研究会の報告書を踏まえ、研究会に参画した不動産、広告、リサーチの業界団体では、人権啓発体制の整備や人権研修の実施、自主規制ガイドライン、人権に関する行動指針の策定、差別につながる土地調査の防止に向けた意見交換会への参画など、自主的な取組みを進めています。

大阪不動産マーケティング協議会

この協議会は、平成23年9月30日に、一部改正された大阪府の条例が施行される時期にあわせて、業界の垣根をこえて不動産業界・広告業界・リサーチ業界の不動産に関するマーケティング業務（調査・企画・開発・広告・販売）に携わる事業者によって設立されました。

法令の遵守・反差別・人権意識の向上・マーケティング力の向上を基本理念とし、差別をしない、させない、許さないために共通認識づくり、人権尊重の社会づくりの実践を担うことを目的に活動しています。

＜取組事例＞

○人権に関する教育事業の企画
○「不動産マーケティングの表現に関する相談事業」、「社内研修等に関する懇談会」など会員各社の人権に配慮した業務推進

※詳しくは、大阪不動産マーケティング協議会　検索
https://www.osakafm.jp/

参考　国の取組み

■「部落差別の解消の推進に関する法律」について

平成２８年１２月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

※詳しくは、法務省　部落差別解消推進法　検索
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

■インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について

平成３０年12月、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、人権擁護上許容し得ないものであり、インターネット上で「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきであるとの方針が示されました。

※詳しくは、法務省　依命通知　同和地区　検索
https://www.moj.go.jp/content/001290357.pdf

参考　戸籍謄本等の不正請求を防止する取組み（本人通知制度）

平成23年11月に、偽造した職務上請求書を利用するなどして戸籍謄本等を不正に取得する全国的な事件が発覚し、事件に関与した探偵社業者や法務事務所関係者等が逮捕されています。この事件では、大阪府内でも多数の戸籍謄本等が不正取得されていることが判明しています。

また、その後も全国的に戸籍謄本等の不正取得事件は後を絶ちません。

こうした不正取得を防止するため、府内市町村において本人通知制度を導入しています。

【本人通知制度とは？】

この制度は、本籍地等を表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別等を示す住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、その事実を通知するものです。

交付された事実を本人に通知することにより、委任状の偽造などによる住民票等の不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明が可能となります。

【登録の方法】

制度の利用を希望される方は、事前登録が必要です。詳しくは、住所地及び本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。

※詳しくは、大阪府　本人通知制度　検索
https://www.pref.osaka.lg.jp/shichoson/jukiseido/honnintuti.html

参考　人権擁護士をご存知ですか？

人権に関する相談は、様々な課題が絡み合って、複雑・多様化しています。大阪府では、府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止するため、市町村や事業所等において、人権相談に関わっている方等の中から人権擁護士を養成しています。

人権擁護士は、市町村や民間事業所等において、相談事案を分析して適切な専門相談機関につないだり、相談員のサポートや心のケアを行う等の業務を担います。

大阪府　府民文化部　人権局　人権擁護課　調整グループ
TEL 06-6210-9283　FAX 06-6210-9286

※詳しくは、大阪府　人権擁護士　検索
https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/yougosi/index.html

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（抄）

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　同和地区　歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。

二　興信所・探偵社業　府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。

三　興信所・探偵社業者　興信所・探偵社業を営む者をいう。

四　土地調査等　府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

（府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務）

第三条　府は、国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。

２　興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第一条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

３　府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

（適用上の注意）

第四条　この条例の適用に当たっては、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第二章　興信所・探偵社業者

（自主規制）

第五条　興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

一　特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二　同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

２　興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。

３　興信所・探偵社業者の組織する団体は、第一項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

（届出）

第六条　興信所・探偵社業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　営業所の名称及び所在地

２　前項の規定による届出をした興信所・探偵社業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（遵守事項）

第七条　興信所・探偵社業者は、その営業に関し、第五条第一項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

２　興信所・探偵社業者は、その営業に関し従業者に第五条第一項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

（帳簿等の備付け）

第八条　興信所・探偵社業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

（指示、営業停止及び聴聞の特例）

第九条　知事は、興信所・探偵社業者が第七条第一項の規定に違反したときは、当該興信所・探偵社業者に対し必要な指示をすることができる。

２　知事は、興信所・探偵社業者が前項の指示に従わないときは、当該興信所・探偵社業者に対し、一月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

３　知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例（平成七年大阪府条例第二号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（指導及び助言）

第十条　知事は、興信所・探偵社業者の組織する団体に対し第五条第一項の規約の設定について、興信所・探偵社業者に対し第七条第二項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収等）

第十一条　知事は、第七条の規定の実施に必要な限度において、興信所・探偵社業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、興信所・探偵社業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類（これらの作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三章　土地調査等

（遵守事項）

第十二条　土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二　同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

２　土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

（指導及び助言）

第十三条　知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第二項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収）

第十四条　知事は、第十二条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第十五条　知事は、土地調査等を行う者が第十二条第一項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（事実の公表）

第十六条　知事は、土地調査等を行う者が第十四条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第四章　雑則

（規則への委任）

第十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十八条　第九条第二項の規定による命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条　第十一条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十条　次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

一　第六条第一項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同条第二項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から十日以内に届出をしなかった者

二　第八条の規定に違反した者

（両罰規定）

第二十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

（略）